

1 趣旨

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）等を改正するに当たり、その改正案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

平成24年11月2日（金）から平成24年12月1日（土）までの間

3 改正案の主な内容

(1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

ア 認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等の見直し

平成23年度に実施した「講習予備検査等の検証改善と高齢運転者の安全運転継続のための実験の実施に関する調査研究（Ⅱ）」において、認知機能検査の運用データ等の分析を行い、認知症患者と健常高齢者がより顕著に区別されるような配点方法、計算式等の設定についての検討等を行った結果を踏まえ、認知機能検査の結果の基準に係る配点方法、計算式等について見直しを行う。

イ 運転免許を受けた外国人等の国籍に関する規定の整備

- 外国人の免許証のICチップには当該外国人の国籍を記録することとしているところ、当該外国人の国籍等（国籍の属する国又は地域（台湾並びにヨルダン川西岸地区及びガザ地区））を記録することとする。
- 自動車教習所の設置者等が外国人である場合の当該外国人の届出事項を国籍等とする。
- その他所要の改正を行う。

(2) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

ア チャレンジ講習を受けるための認知機能検査の結果の基準の見直し

(1)アの改正に伴い、チャレンジ講習を受けるための認知機能検査の結果の基準について見直しを行う。

イ その他

(1)イの改正に伴う所要の改正を行う。

(3) 施行期日

平成25年9月1日

1 勲章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成24年11月7日(水) 10時30分から11時10分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 166名 (受章者96名、配偶者70名)

(2) 勲章受章状況

ア 受章者 1,929名

イ 内訳

○ 元警察職員 1,921名

○ 民間 8名

元県公安委員会委員長3名、交通安全協会役員2名

防犯協会役員2名、警察嘱託医1名

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲

瑞宝中綬章 4名

旭日小綬章 1名

瑞宝小綬章 62名

旭日双光章 6名

瑞宝双光章 1,161名 (1,157名)

瑞宝単光章 695名 (680名)

ウ 受章者平均年齢 (元警察職員)

○ 全体 71.3歳

春秋叙勲 79.0歳

危険業務従事者叙勲 71.0歳

2 褒章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成24年11月13日(火) 10時30分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者 76名 (受章者42名、配偶者34名)

(2) 褒章受章状況

ア 受章者 49名

イ 内訳

藍綬褒章 48名

防犯功績41名、交通安全功績5名、自動車運転者教育功績2名

緑綬褒章 1名

社会奉仕活動功績1名

1 情報セキュリティ政策会議

平成17年5月、IT戦略本部決定により、官民における統一的・横断的な情報セキュリティ対策の推進を図るため、戦略本部の下に設置。

議長：内閣官房長官

議長代理：内閣府特命担当大臣（科学技術政策）

構成員：国家公安委員会委員長、総務大臣、経済産業大臣、防衛大臣
及び有識者6名

2 開催日

平成24年11月1日（木）17時30分～18時10分 於 中央合同庁舎4号館特別会議室

3 議題

(1) 「情報セキュリティに関する国際的取組」

政府では、今年10月を「情報セキュリティ国際キャンペーン」と位置付け、情報セキュリティに関する国際連携、国内における普及啓発等を推進し、情報セキュリティ対策を強化するため、サイバー空間に関する国際会議への出席、普及啓発ポスターの作成・配布等を実施したところ、これらの取組について報告される。

警察では、これら政府の取組に協力するとともに、次のような取組を実施した。

- 情報セキュリティに関する官民合同会議の開催
- 情報セキュリティ関連団体等と共に情報セキュリティ・ポータルサイトを公開
- 都道府県警察等における情報セキュリティ講習等の実施（全国で約1,700回）
- 政府の情報セキュリティ緊急支援チーム（CYMAT）^{サイマツト}に対する訓練の実施

(2) その他

「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号方式に係る移行指針の改定」等について報告される。

警視庁及び京都府警は、平成24年10月30日、スマートフォンのアプリを悪用して個人情報収集していた被疑者を、それぞれ、ウイルス供用罪及び同保管罪により通常逮捕した。

1 警視庁

(1) 被疑者

東京都港区

(36歳) ほか4名

(2) 事案の概要

本年3月、正当な理由がないのに、スマートフォン利用者が登録している電話帳の電話番号やメールアドレスなどの個人情報の収集を目的として、アプリ配信大手サイトに「桃太郎電鉄the Movie」等の名称を用いた動画再生アプリを装った複数の不正アプリを蔵置し、動画再生アプリと誤信した利用者に不正アプリをダウンロードさせ、もってウイルスを供用したものの。

(3) 被害状況

サーバに保存されていた本年4月の9日間分だけで、9万人の端末から約1,183万件（うちメールアドレス約600万件）の個人情報が収集されていた。

(4) 罪名及び罰条

不正指令電磁的記録供用罪

刑法第168条の2第2項（3年以下の懲役、50万円以下の罰金）

2 京都府警察

(1) 被疑者

大阪府大阪市

(28歳) ほか1名

(2) 事案の概要

本年8月、正当な理由がないのに、スマートフォン利用者が登録している電話帳の電話番号やメールアドレスなどの個人情報の収集を目的として、電波状態を改善するアプリ等と謳った複数の不正アプリを作成し、国内のレンタルサーバに蔵置し、もってウイルスを保管したものの。

また、不正アプリの蔵置先URLを記載したメールを配信し、電波改善等のアプリと誤信した利用者に不正アプリをダウンロードさせて個人情報を収集するとともに、「お使いの端末は未対応のためご利用できません。」等の文言をスマートフォンに表示させていた。

(3) 被害状況

約3,500人がダウンロードしており、収集された個人情報の件数等については現在捜査中。

(4) 罪名及び罰条

不正指令電磁的記録保管罪

刑法第168条の3（2年以下の懲役、30万円以下の罰金）

熊本県警及び千葉県警は、共同捜査により、平成24年10月30日までに、大手コミュニティサイトを模倣したフィッシングサイト開設用プログラムを提供した石川県の少年をウイルス提供罪で補導した。また、同一の大手コミュニティサイトのフィッシングサイトを開設した大阪府の少年を不正アクセス禁止法違反（フィッシング行為の禁止）を初適用して送致する予定。

大阪府の少年及び石川県の少年に係るフィッシングプログラムが、ほぼ同一であることから、関連性を調べた上で大阪府の少年を送致する方針。

1 不正指令電磁的記録提供（ウイルス提供）事件（千葉県警）

(1) 触法少年

石川県小松市

（犯行時13歳）

(2) 事案の概要

正当な理由がないのに、自己のブログ上で「フィッシングサイトの作り方」を公開するとともに、平成23年11月ころ、大手コミュニティサイトのID及びパスワードの入力を求めるフィッシングサイト開設用プログラムを国内のサーバに蔵置して公開し、埼玉県の少年（当時13歳）にダウンロードさせて提供したものの。

(3) 刑法の適用条文等

同法第168条の2第1項（不正指令電磁的記録提供）事実で補導し、本年10月児童相談所に通告済み。

2 不正アクセス禁止法違反（フィッシング行為の禁止）事件（熊本県警）

(1) 被疑者

大阪府豊中市

（14歳）

(2) 事案の概要

本年6月ころ、海外のサーバ内に、大手コミュニティサイトを模倣して、同サイトのID及びパスワードの入力を求めるフィッシングサイトを開設したものの。

(3) 不正アクセス禁止法の適用条文等

同法第7条第1号（識別符号の入力を不正に要求する行為の禁止）

同法第12条第4号（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

で送致予定。

<p>公安委員会 説明資料No. 6</p>	<p>警察庁支援対策室及び 支援対策部隊の編成、運用等について</p>	<p>平成24年11月1日 警 備 課</p>
----------------------------	---	-----------------------------

1 警察庁支援対策室の編成、運用等

(1) 編成

警察庁緊急災害警備本部に設置。長官官房総括審議官を室長とし、警察庁内部部局の全部門の職員計37人により編成（室長のほか、副室長4人、室員32人）。

(2) 運用等

警察庁庁舎（第2会議室を予定）に事務室を置き、被災地警察における受援、装備資機材・物資の調達等に係る業務の支援等に当たる。

- 宿舍・食糧の確保・割り当ての調整
- 被災地警察からの要望等の取りまとめ
- 装備資機材・車両の調達・管理換の調整
- 支援物資の送付・搬送の調整
- 支援対策部隊の派遣の調整
- 支援対策室要員の被災地警察への派遣等

2 支援対策部隊の編成、運用等

(1) 編成

派遣元警察（警視庁、大阪府警察及び福岡県警察）の職員により編成。（最大計10個隊計510人（1個隊51人））

(2) 運用等

警察庁及び被災地を管轄する管区警察局長の調整により被災地警察に特別派遣され、被災地警察職員と一体となって、警察災害派遣隊の宿泊所の調査、特派部隊等の被災現場への先導並びに食糧・飲料、装備資機材、車両、燃料等の物資の調達、管理及び搬送等に当たる。

3 都道府県警察における措置

(1) 平素の措置

大規模災害発生に備え、災害警備本部における、部門を横断した総合的な受援・補給体制を確立する。

また、各部門が連携して、宿泊事業者等の把握・協力態勢の構築、受援・補給活動を行うための活動拠点の整備等受援・補給対策を的確に推進する。

(2) 大規模災害発生時の措置

支援対策部隊の派遣に関し、警察庁及び被災地管区警察局長と緊密な連携を図るとともに、派遣される支援対策部隊の具体的な活動要領を速やかに決定し、支援対策部隊の効果的な運用を図る。

4 被災地管区警察局長における措置

被災地における被害状況等に係る情報の収集に当たるとともに、支援対策部隊の派遣に関して、警察庁とともに必要な調整を実施。

1 概要

- 不正指令電磁的記録に関する罪の新設に加え、標的型メール攻撃等により、不正プログラムの解析に係る需要が増大している中、最近発生した遠隔操作を可能とする不正プログラムを用いた事案に見られるように、不正プログラム自体が巧妙化してきており、その解析には迅速性とともにも極めて高い技術力が不可欠
- そこで、今回、情報通信局情報技術解析課内に「不正プログラム解析センター」（以下「センター」という。）を設置し、全国の解析能力に優れた職員を指揮下に加えて、組織総合力を発揮できる体制を新たに構築するもの

2 解析体制の強化内容

(1) 体制

ア センターの構成員

サイバーテロ対策技術室長を長とし、情報通信局情報技術解析課職員の中から指定した職員により構成

イ 不正プログラム解析官

全国の情報技術解析課職員の中から、特に解析に優れた能力を有する者として指定した職員

(2) センターの運用

センターにおいて、不正プログラムに係る事案の情報を集約し、不正プログラム解析官に対する業務割り当てなど、全体的な采配を実施

(3) 関連技術情報の集約とデータベース化の推進

業務の効率化や迅速化を図るため、従来、各情報通信部レベルで対応を済ませていたものを含め、技術情報を集約し、データベース化を推進

(4) 保秘に係る取扱い

事案に応じた保秘を担保するため、不正プログラム検体の保秘上の区分指定等を規定

3 今後の予定

11月1日付けでセンターを設置し、不正プログラム解析官の指定については、今月中旬までに実施